

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Jan & Feb. 2024 vol.131

1・2 合併号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

新年のご挨拶に代えて

この度の令和6年能登半島地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、被害を受けられた皆様が一日でも早く平穏な日常に戻れますように心からお祈り申し上げます。また、被災者の方の救済と被災地の復興支援のためにご尽力されている方々に深く敬意を表します。多くの方が不安な時を過ごされていることに胸が痛みますが被害の全容が見えない中でたくさんの方が支援の輪を広げ、自分たちにはできないことはなにかを考え、ひたむきに行動している姿を多く目にしました。共に助け合う心と思いやりの心を持って、私達も精一杯取り組んでいきますので、本年もむかいアドバイザーグループを何卒宜しくお願い致します。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



令和6年能登半島地震における申告期限の延長等

国税庁より、令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県及び富山県を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置(地域指定)を講じられました。その他、災害時における税金上の取扱いの一部をご案内致します。

1 石川県及び富山県における国税に関する申告期限等の延長 (令和6年1月12日告示)

対象となる納税者

石川県及び富山県に納税地のある方(法人を含む)

延長される期限

令和6年1月1日以降に到来する国税の申告・納付等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。

延長後の期限

申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況等を踏まえ、後日告示される予定です。
(※令和6年1月16日時点の公開情報)

なお、石川県と富山県に住所を有する個人や主たる事務所・事業所を置く法人についての県税に関しても、国税とほぼ同様の申告期限等の延長措置が講じられております。

※以上は令和6年1月16日時点で公表されている内容となります。随時更新される予定ですのでご了承ください。

2 その他災害時における税制措置等について

■ 災害により住宅や家財等に損害を受けた個人の方は、税務上 ①雑損控除と ②災害減免法による所得税の軽減又は減免の2つの救済制度が設けられており、いずれか有利な制度を適用することができます。また、今後、罹災証明書の取得や様々な支援を受けるにあたって、可能であれば被害状況の「写真撮影」をしておくが良いです。

■ 個人の方が被災者のために特定寄付金に該当する義援金等を支出した場合には、その支出した金額は寄付金控除の対象となります。

■ 法人が災害に際して義援金等を支出した場合には、法人税法上寄付金と扱われ、「国又は地方公共団体に対する寄付金」や「財務大臣が指定した寄付金(指定寄付金)」に該当する場合は、その全額が損金に算入されます。

※その他被災に関する税金については、遠慮なく弊所へご相談ください。

MUKAI NEWS!

令和6年能登半島地震へのご支援に関するお知らせ

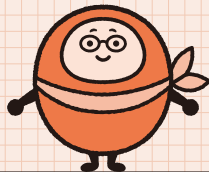
この度の『令和6年能登半島地震』により被災された全ての皆さまに心よりお見舞い申し上げます。当グループは、微力ではありますが、この地域社会の一員として、我々のできる復興支援を実施していきたいと存じます。つきましては、この度、石川県の『令和6年能登半島地震に係る災害義援金』に計200万円をお贈りしました。引き続き、関係官庁、所属会とも連携を図りつつ、当グループの士業としての専門性を活かしながら、色々な形で支援活動を実施していく所存です。被災された皆様が一日も早く安全な生活に戻れるよう、心よりお祈り申し上げます。



むーマンの相続相談室

テーマ：生命保険を活用した相続対策

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちの
助けるころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

相続対策として生命保険の活用ができると聞きました。具体的に教えてください。



太郎さん



むーマン

相続対策における生命保険の活用の主なメリットは以下のとおりです。

① 生命保険金の非課税枠

生命保険の目的は、契約者・被保険者が亡くなった場合に、受取人が保険金を受け取れることです。生命保険金は、遺されたご家族の生活保障という大切な目的があるため、一定額まで課税しないという非課税枠「500万円×法定相続人の数」が設けられています。

例えば、法定相続人3名の場合は、1,500万円までの保険金は相続税の課税対象外となります。

非課税枠が
あるよ!

② 保険金の支払いがスムーズ

ご相続が開始すると、亡くなられた方の預金口座は凍結し、原則として、遺産分割協議が終わるまで預金を引き出せなくなります。遺産分割協議が長引くと、預金があるのに引き出せずに困るといった状態にもなりかねません。

生命保険金に関しては書類を用意すれば、1週間程度で受け取ることもできますので、葬儀費用や相続税の納税資金の確保に役立ちます。

1週間程度
で受け取り

③ 受取人固有の財産になるため、相続人間のトラブルを防げる

遺言書が無い場合は、相続財産は、相続人全員の遺産分割協議によって、分け方を決めなければなりません。しかし、生命保険金は、受取人固有の財産（相続財産ではない）と考えられているため、事前に指定された受取人は、他の相続人との話し合いをせずに保険金を受け取ることができます。

また、生命保険金は基本的に遺留分侵害額請求の対象にもならないとされています。

生命保険を活用することで、自分が渡したい人に確実に財産を遺すことができ、受取人も他の相続人とのトラブルを避けて財産を受け取れるというメリットがあります。

相続財産
ではない!

④ 相続放棄をしても受け取れる

相続財産には債務などマイナスの財産も含まれるため、被相続人の死後に相続放棄を選択する人もいます。しかし、受取人固有の財産である生命保険の保険金は、相続放棄をした場合でも受け取れます。

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「 風が吹けば 」

風が強ければ波が立ち、波が立てば船は揺れます。揺れを避けることは望ましいですが、風や波が強すぎると、船が揺れないことは難しいです。無理に揺れを抑えようとすると、逆に問題を引き起こすことがあります。大切なのは冷静さを保ち、慌てないことです。どんな船でも、揺れることは避けられません。そして、その時に全ての人が冷静に忠実に自分の職務を果たすことが重要で、ここに全員の力強い協力が生まれます。特に嵐のときには協力が尊重され、揺れることを恐れるよりも協力が崩れることを恐れるべきです。人生は予測不能な出来事に備えて、常に自分の周りを冷静に眺め、それぞれ心の準備をすることが大切です。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者 / 税理士・行政書士 向 智大

代表者 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています